

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年7月24日付けで行った特別障害者手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

愛の手帳が2度、障害支援区分が5の判定が出ており、一人では何もできず、しゃべることもできないので、意思疎通が困難で、常に誰かの見守りが無いと生活することが出来ないため、障害者施設の生活介護で支援を受け月曜日から金曜日は、グループホームで支援を受けている。いくら診断書のある箇所が数年前より改善したと言われても、状態は全く変わらず、むしろ年を重ねるたびに退行が進んでいる。という理由から、上記記載の処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月29日	諮問
平成31年1月24日	審議（第29回第3部会）
平成31年2月26日	審議（第30回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法26条の2は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、本件手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」としている。

そして、法施行令1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙2）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの

(法施行令1条2項1号)

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（法施行令別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令1条2項2号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（別紙2）各号（10号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（法施行令1条2項3号）

(2) 法26条の5において準用する法5条の2第1項は、本件手当の支給は、受給資格者が法5条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、本件手当を支給すべき事由が消滅した月で終わるとしている。

そして、法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成28年6月15日付障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）第4・問2・答）ところ、特別児童扶養手当は、本件手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、本件手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

(3) 法26条の5において準用する法19条は、本件手当の支給要件に該当する者は、本件手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

また、省令 16 条において準用する省令 11 条は、市長は、本件手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

(4) 法 36 条 2 項は、市長は、必要があると認めるときは、特別障害者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができると規定している。そして、認定基準によれば、障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

(5) 認定基準は、法施行令 1 条 2 項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり（認定基準第一・1）、具体的には以下のとおりである。

ア 法施行令 1 条 2 項 1 号に該当する障害の程度とは、法施行令別表第 2 各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

イ 法施行令 1 条 2 項 2 号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 法施行令別表第 2 第 1 号から 7 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、別紙 3 に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

(イ) 法施行令別表第 2 第 3 号から 5 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表（別紙 4）の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが 10 点以上のもの（認定基準第三・2・(2)）

ウ 法施行令 1 条 2 項 3 号に該当する障害の程度とは、同別表第 1 のうち次のいずれかに該当するものとされている。

(ア) 第二 障害児福祉手当の個別基準の 4（内部障害）又は

5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(7)のウの安静度表の1度に該当する状態（絶対安静）を有するもの（認定基準第三・3・(1)）

(イ) 第二 障害児福祉手当の個別基準の6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」（別紙5）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 本件診断書によれば、「障害の原因となった傷病名」欄には「ダウン症候群」の記載があり、「合併症」欄の「精神障害」には「精神遅滞」の記載がある。また、現症の「知能障害等」欄には「IQ22」とされ、その症状として「愛の手帳2度 相互的社会関係の質的障害、意欲減退、自傷傾向など散見される。」との記述、「発達障害関連症状」欄には「相互的社会関係の質的障害」のほか、「言語コミュニケーションの障害」があり、その症状として「内向的な社会性を認める」との記載があることから、請求人はダウン症候群により精神遅滞（知的障害）の状況にあることが認められ、そうすると、請求人には精神の障害があることが認められる。

(2) 法施行令1条2項1号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項1号に該当する障害であるというためには、法施行令別表第2各号に掲げる障害が重複するものである必要があるとされており（1・(5)・ア）、当該要件に該当するためには、「精神の障害用」の診断書とは別に、身体の障害部位に係る特別障害者手当認定診断書が併せて提出される必要があるところ（1・(4)）、請求人から提出され

た診断書は、「精神の障害用」（本件診断書）のみであって、そうすると、請求人は、精神の障害と身体の障害を重複して有していると認めることはできない。したがって、請求人の障害の程度は、認定基準において、法施行令1条2項1号に該当するものとされる要件を満たしているとはいえないことは明らかである。

(3) 法施行令1条2項2号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項2号に該当する障害であるというためには、まず、請求人の障害が、「法施行令別表第2第1号から7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、別紙3に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」又は「法施行令別表第2第3号から5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表（別紙4）の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの」のいずれかに該当する必要があるとされている（1・(4)及び(5)・イ）。

そこで検討するに、まず、請求人は、精神の障害と別に、別紙3に掲げる身体の機能の障害を重複して有していると認めることはできない（別紙1・3）。また、請求人が、法施行令別表第2第3号から5号までのいずれか1つの障害を有していると認めることはできない。したがって、請求人の障害の程度は、認定基準において、法施行令1条2項2号に該当するものとされる要件をいずれも満たしているとはいえないことは明らかである。

(4) 法施行令1条2項3号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項3号に該当する障害とは、法施行令別表第一のうち、「第二 障害児福祉手当の個別基準の4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害

を有するものであって、第三の1の(7)のウの安静度表の1度に該当する状態（絶対安静）を有するもの」又は「第二 障害児福祉手当の個別基準の6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」（別紙5）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」であるとされている（1・(4)及び(5)・ウ）。

そこで検討するに、まず、請求人が提出した診断書は「精神の障害用」であり、本件診断書からは、請求人が内部障害又はその他の疾患に係る障害を有するものと認めることはできないことは明らかである。

そして、「日常生活能力判定表」（別紙5）の各動作及び行動に該当する点を加算したもの」とは、「日常生活能力の程度」（別紙1・14・(1)）において記載された各動作及び行動について、「日常生活能力判定表」により各動作に付与された点数の合計点であるところ、請求人に関していえば、全8項目のうち、2点が2項目（簡単な買物、家族以外の者との会話）、1点が6項目（食事、用便（月経）の始末、衣服の着脱、家族との会話、刃物・火の危険、戸外での危険（交通事故）から身を守る）、0点が0項目であることから、それらの合計点は10点であり、「日常生活能力判定表」（別紙5）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点」に至っているとはいえない。

そうすると、請求人の障害の程度は、認定基準において、法施行令1条2項3号に該当するものとされる要件をいずれも満たしているとはいえない。

(5) 小括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当するものではないから、請求人の障害の程

度は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当しないというほかはない。したがって、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件処分は、上記(1・4)のとおり、本件診断書に基づきなされるべきものであるところ、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害は、法施行令1条2項各号に該当する程度にまで至っているとはいえないことは、上記2のとおりである。したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙5まで(略)